

3 海軍

(1) FAC6028 天願棧橋 (Tengan Pier)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：うるま市 (字昆布)
- (イ) 面積：31千m²

単位：千m²

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
うるま市	15	—	—	16	31

- (ウ) 地主数：9名
- (エ) 年間賃借料：1千7百万円
- (オ) 主要建物及び工作物
 - 建物：管理事務所、倉庫、哨舎ほか
 - 工作物：棧橋、保安柵、集積場ほか
- (カ) 基地従業員：—

イ 使用状況

- (ア) 米軍部隊名
 - 管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部
 - 使用部隊名：国防兵站局エネルギー部門、海軍、海兵隊、空軍
- (イ) 使用主目的及び使用条件 (5. 15メモ等より)
 - 使用主目的：港湾施設
 - 使用条件：
 - a 使用時間
 - 第1水域及び第2水域は常時使用する。
 - b 用途
 - (a) 第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。
 - (b) 第2水域は、船舶の停泊及び保安のために使用される。
 - c 通告の方法
 - 第1及び第2水域で弾薬の積込み又は積卸しを行う場合は、原則としてその48時間前に遅くとも24時間前までには現地防衛局に通告し、赤旗を掲げる。
 - d 制限の内容
 - (a) 第1水域は、合衆国軍隊の排他的使用のため常時制限する。
 - (b) 第2水域においては、いかなる船舶も混雑によりやむを得ず接近する場合を除き、停泊中又は係留中の合衆国軍隊船舶から100メートル以内に接近してはならない。第2水域において網漁業は禁止される。
- (ウ) 施設の現状及び任務
 - 本施設は、燃料、弾薬の搬入、兵員の輸送等東海岸における主要港湾施設であり、その西側を県

道「沖縄石川線」と接し、県道の西側には陸軍貯油施設がある。

東側及び北側は海岸に面して東側から海側へ棧橋が延びた形となっており、船舶が同時に棧橋両岸に接岸できるといわれ、陸上部分には荷物野積場及び管理事務所がある。

また、棧橋の沖合には陸軍貯油施設に燃料を輸送するための「送油ポイント」があり、タンカーによる油類の搬入港として使用されている。

(エ) 共同使用の状況

a	地位協定第2条第4項(a) : 共同使用			
	共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
	○沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15
b	地位協定第2条第4項(b) : なし			

(オ) 沿革

昭和20年	軍事占領と同時に、海兵隊基地として使用開始。
昭和25年7月1日	棧橋部分を建設。
昭和38年	棧橋を拡張。
昭和46年1月	毒ガスの積出し港湾として使用される。
昭和46年8月31日	施設拡張のため米軍が接收した後、背後地(約69,000㎡)が関係地主等の強い反対に合い返還。
昭和47年5月15日	提供施設・区域となる。
年月日不詳	施設管理権が海兵隊から海軍へ移管。

ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

天願棧橋の所在するうるま市には、ほかにホワイト・ビーチ地区や嘉手納弾薬庫地区等が所在し、市面積に占める米軍基地の割合は7.1パーセントである。詳しくはキャンプ・コートニーの項を参照。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

天願棧橋に起因する重大な事件・事故は、確認されていない。

エ 返還計画・跡地利用計画

(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡地利用計画

具志川市(当時：現うるま市)においては、個性ある海洋リゾート環境や合理的なアクセス基盤の整備などウォーターフロントシティーの創造を目指し検討が行われ、平成4年8月に、天願棧橋転用計画が策定されている。